

## フランス革命はわれわれに何を残したのか － ミシェル＝ベルンシュタイン文庫の書誌学的考察から －

高橋 則雄

### はじめに

2016年はミシェル＝ベルンシュタイン Michel Bernstein（以下、「ミシェルB」と略す）の生誕110周年にあたる。そして来年は、専修大学にミシェル＝ベルンシュタイン文庫 Collection des documents de Michel Bernstein（以下、「CMB」と略す）が設置されてから40年になる。

ミシェルBが生まれたのは、1906年1月13日、フランスの都市リヨンである。両親はともにユダヤ系で、父はリトアニア（ヴィルニウス）、母はロシア（モスクワ）出身で、非合法活動ゆえに故郷を追われ、スイスを経て、1899年以降フランスに住みついた政治亡命者だった<sup>1</sup>。父の名はレオン Léon Bernstein（以下、「父レオン」と略す）、母はタチアナ Tatiana Taubman である。ミシェルBに兄弟姉妹がいたという記録はない。

ミシェルBについては、いくつかの伝記的な先行研究があるので、できるだけそれらの論考と重複を避けることにするが<sup>2</sup>、その経歴をみると、父レオンの影響が多大であったことが推察される。ミシェルBが『覚書』<sup>3</sup>で触れているように、父レオンは1922年から32年にかけて、モスクワのマルクス＝エンゲルス研究所の依頼により、フランス革命関係史料を収集し、同研究所へ送っていた。また、1940年前後にミラノのジャンジャコモ＝フェルトリネリ研究所のためにバブーフ運動についての史料探索をおこなった。この収集作業や史料探索を通して父レオンから大きな影響を受けたと自ら述べている。

この史料収集は単に、父子がともに書物の取引というビジネスを営み、希少史料の目利きというテクニックを身につけたという側面だけではなかった。父は息子に、フランス革命の意義を語り、その歴史観を伝えたはずである。前記の『覚書』の中でミシェルBは「19歳の時、人権宣言に魅せられた」とごく短い追憶を語っているが、そこには父の影響があったのではないだろうか。史料収集の時期（1922年－32年）の少し後になるが、オランダの国際社会史研究所が発行する雑誌に、父レオンは『フランス革命下における、ある社会主義的構想』<sup>4</sup> という論文を発表している。1937

<sup>1</sup> 父レオンが活動した時期、リトアニアはロシアの統治下にあった。このため、父レオンの出身地をロシアとする文献もある。

<sup>2</sup> J.N. Ducange, « Michel Bernstein, retour sur une trajectoire singulière », *A.E.R.F.et C.D.M.B.*, 2012/2013. 近江吉明「ベルンシュタイン文庫を彩る仏革命の世界」『専修人文論集』98、2016年。… et al.

<sup>3</sup> M. Bernstein, *Mémoire sur ma collection révolutionnaire, le 7 mars 1979*. Dactylographie corrigée par lui-même. 『専修大学ミシェル・ベルンシュタイン文庫だより』創刊号、専修大学図書館、1980年、5-11頁。本『覚書』は、その後、*Annales historiques de la Révolution française*, 2011, no. 1, pp. 197-205に « Lettre adressée par Michel Bernstein à l'Université Senshu » として再録されている。

<sup>4</sup> L. Bernstein, « Un plan socialiste sous la Révolution française » *International review for social history*, vol. 2, 1937, pp. 193-228. 邦訳：森山軍治郎訳「フランス革命下の社会主義構想」『専修大学北海道短期大学紀要』第13号、1980年、79-98頁。

年のことである。

父レオンはこの論文の中で、1791年に刊行された『所有について、もしくは理性、正義、真実の法廷で開陳された貧民の主張について』<sup>5</sup>という冊子（76頁、八折版）をとりあげ、この冊子が「フランス革命の社会史の、もっとも際立ち、もっとも新奇な史料のうちのひとつである」という評価を与えたうえで、「少ししか知られていないというよりも、ほとんど知られていない史料のひとつでもある」と、史料としての希少性を指摘している。フランス国土の一定の部分をも農民に細分して与えるという「農地立法」を社会主義的政策として位置づけ、その先鋭性ゆえに筆者が名前を秘匿し、公刊をためらった背景やF.N. バブーフBabeuf（以下、「バブーフ」と略す）<sup>6</sup>が当初からこの冊子に注目していたことを、革命期の史料（約20点）を引用して実証した論考である。ちなみに、この論文で引用した文献を調べてみると、その四分の三にあたる15点ほどがその後に完成をみるCMBに収録されていることが分かる。

このような経緯を踏まえると、「このフランス革命コレクションは、父子二代の共同作業といってもよい」<sup>7</sup>という細谷の述べた言葉が腑に落ちてくる。ミシェルBが『覚書』の中で、父レオンから勧められて、「ジョーレス、オラル、アルベール＝マチエの書物を読ませてくれましたが、これらの本は長い間、私の愛読書でした」と述懐する。今日ではフランス革命研究の古典ともみなされる一連の研究成果はちょうどこの時期に公刊されており、これらの本を父に勧められて読んだというのである。

A. マチエの『フランス革命』（3巻本）<sup>8</sup>がA. コラン社から1922年に、G. ルフェーヴルの『フランス革命期の北部地方の農民』<sup>9</sup>がC. ロップ社から1924年に、D. モルネの『フランス革命の知的起源』<sup>10</sup>がA. コラン社から1933年に出版されている。そして、フランス革命研究誌を代表する『フランス革命史年報』<sup>11</sup>が現在の誌名に改編され、1924年から刊行を開始した。その少し前に出た『二つの革命、フランス革命とロシア革命』<sup>12</sup>は、1921年にM.A. ランダウ＝アルダーノフによってパリで出版されたボルシェビキ批判のエッセイである。

J. ジョーレスの『フランス革命の社会主義史』は、フランス革命を労働者と農民の立場から見た社会史としては初めての試みの一つとして4巻にまとめられ、J. ルフ社から1901-1902年に刊行されていた<sup>13</sup>。また、A. オラルの『フランス革命政治史』<sup>14</sup>は1901年にA. コラン書店から、革命

<sup>5</sup> Antoine Courmand, *De la propriété, ou, La cause du pauvre, plaidée au tribunal de la raison, de la justice et de la vérité.* -- A Paris : Rue Jacob, vis-a-vis celle S. Benoît ... , 1791. CMB-T2528.

<sup>6</sup> François Noël Babeuf, 1760-97.

<sup>7</sup> 細谷 新治「ベルンシュタイン＝スヴァーリン文庫」(1)『鐘』No.5、一橋大学、1980。

<sup>8</sup> Albert Mathiez, *La Révolution française*, 1, 2, 3-- Paris : A. Colin , 1922-27. CMB-T7278, T7279, T7280.

<sup>9</sup> Georges Lefebvre, *Les paysans du nord pendant la Révolution française.* -- Lille : Camille Robbe , 1924. CMB-T7219.

<sup>10</sup> Daniel Mornet, *Les origines intellectuelles de la Révolution française (1715-1787).* -- Paris : A. Colin , 1933. CMB-T7324.

<sup>11</sup> *Annales historiques de la Révolution française.*

<sup>12</sup> M. -A. Landau-Aldanov, *Deux révolutions : la Révolution française et la Révolution russe.*-- Paris : A. Colin , 1933. CMB-T7324.

<sup>13</sup> Jean Jaures, *Histoire socialiste de la Révolution française*, t. 1-4. -- Paris, 1901-1902.

<sup>14</sup> Alphonse Aulard, *Histoire politique de la Révolution française : origines et développement de la démocratie et de la république (1789-1804).* -- Paris, 1901.

期の史料研究を集大成した公安委員会史料集（27巻）、ジャコバン協会史料集（6巻）、執政政府期史料集（4巻）は1889年から1933年の長期にわたって刊行されていた。

父レオンが息子に、フランス革命における民衆運動の重要性を説いたのは、このようなフランス革命に対する研究があいついで公にされている時期だった。こうして、「エベール、バブーフ、ジャック＝ルー、アンラジェ派がどのような人たちであり、彼らの書いたものは、テルミドールやヴァンドームの裁判の後で何度も処分されてしまったのでどんなに数が少ないかを学んでいきました。私は小冊子類や逐次刊行物の重要性を学びました」<sup>15</sup>と、フランス革命期の民衆運動とその史料に対する認識をミシェルBは記している。これらの時代背景と父子の歴史観が、このコレクションの特色のひとつである民衆運動に関する史料の豊富さにつながっていくのである。

本稿は、ベルンシュタイン父子がこのような意図をもって収集した民衆運動に関連する史料のCMBへの収録状況を、書誌データによって調査し、その結果を報告することを目的としている。言い換えれば、この父子はコレクションの形成という作業を通して、われわれにフランス革命の何を伝えようとしたのか、それを確認する作業でもある。

第一節では、民衆運動の活動家2名を取り上げ、革命の行方に民衆勢力が大きな影響を發揮した1792年から1794年の時期に活躍した人物としてJ.R. エベールHebert（以下、「エベール」と略す）を、テルミドールの反動後、新たに所有権や平等という概念を軸に民衆運動を展開したバブーフを対象とした。この2名以外に、J. ヴァルレ、J. ルー、モモロ、ショーメット、ロンザン、ヴァンサンたち20余名を調査したが、調査結果の詳細については割愛した。

第二節では、パリの48セクションを調査の対象としたが、1792年から1795年の期間使用されたセクション名の下に記録された史料とし、1792年以前の旧名の下での史料は原則として対象としなかった。

## 第一節 パリの民衆活動家（エベールとバブーフ）

この節では、パリを舞台に活動した多くの民衆たちの中から、特にエベールとバブーフを選んで、その足跡をCMBに収録された史料からたどってみる。最初にとりあげるのはエベール<sup>16</sup>である。CMBに収録されているエベール関係の史料は、よく知られている諷刺誌『ペール＝デュシェーヌ』Père Duchesneと、同じ刊行形態で発行された『シアン＝エ＝シャ』Le chien et le chat、政治パンフレット、これらに加えてエベールとエベール派が逮捕された際の裁判の記録である。

『ペール＝デュシェーヌ』は、1790年に発刊。CMBには1790年の11月と12月に刊行された30号分、1791年1月1日から1794年3月13日にかけて刊行された355号分が収録されている。保守派を野卑な言葉で辛辣に罵倒し、貧困層から人気が高かったが、1794年のエベールの処刑により廃刊になった。その後、同名の冊子（新聞、パンフレット）が1790年代以降、1830年の七月革命、1848年二月革命、1871年パリ・コミューンなどの動乱のたびに発行された。1870年に刊行された

<sup>15</sup> « Lettre adressée par Michel Bernstein à l'Université Senshu ». *Annales historiques de la Révolution française*, 2011, no. 2, p. 200. 『覚書』13頁。

<sup>16</sup> Jacques René Hebert (1757-1794) ジャーナリスト、コルドリエ・クラブ会員、オテル＝ド＝ヴィル・セクションで活動、パリ・コミューン総代補佐を務める。

『ペール＝デュシェーヌの大いなる喜び』<sup>17</sup>もこの一連の伝統的な政治諷刺パンフレットの流れをくむものである。

なお、この時期に活躍した著名な書誌学者C.ブリュネBrunet<sup>18</sup>の著作2点、『エペールのペール・デュシェーヌ』<sup>19</sup>と『人民の友、すなわちマラー』<sup>20</sup>がCMBに収録されている。前者はエペールの『ペール＝デュシェーヌ』誌、後者はマラーの『人民の友』誌に関する書誌学的分析と伝記で構成された参考書誌である。この他、フランス国立図書館収蔵のマルタン・ワルテル『フランス革命史目録』（以下、CMWと略す）<sup>21</sup>の編者であるG.ワルテルの『エペールとペール＝デュシェーヌ』<sup>22</sup>もまたCMBに収録されていることも注目に値する。ミシェルB（父レオン）が史料収集のツールとして利用したものと想定されるが、それだけではなく、史料収集にあたって書誌学的な専門知識を求めた姿勢がここに表れているからである。

諷刺誌『シアン＝エ＝シャ』*Le chien et le chat*は、上記の『ペール＝デュシェーヌ』誌と比較すると、それほど知られていない。本誌は1790年4月に発刊され、王党派に対する攻撃をおこなった。第1号は*Les deux Mirabeau*という個別タイトルを付して、第2号は*MM. Gérard et Cazalès*、第3号は*Le gardien des capucins*、第4号は*l'Abbé Grégoire et l'abbé Maury*という個別タイトルをそれぞれに付して刊行された。発行所をみると第1～3号はフォワン・サンジャック街のJ.グラン印刷所であるのに対し、第4号だけ、マダム・レスクラパル書店（パリ）から刊行されている。そして、第2号末尾（15～16頁）には発刊趣意書が付されている。なお、書誌学者L.アタンHatin<sup>23</sup>は、本誌の作者をエペールとすることに疑問をていし、ミラボーの著作であるとの意見を提示したことで知られている。どちらにしても、ミシェルB（父レオン）はこの時期の最も著名な書誌学者たちの参考資料を利用したことは確実で、これら革命期の史料を収集するにあたって、「革命期の書誌を読み物として、アタンやトゥルヌーの目録をほとんど暗記してしまった」<sup>24</sup>というのである。

この他のパンフレットとしては、*grand*（偉大なる...）シリーズ4号分があり、1792年に刊行された。発行所はいずれも、サント・バルブ街の印刷所と記されている。テーマとして8月から9月にかけての民衆による直接行動を取り上げ、この同時期に発行された。8月10日の民衆蜂起と9月

<sup>17</sup> *La grande joie du père Duchesne : au sujet de l'ordre qu'il reçut de Versailles, d'aller refaire les fourneaux du roi ...* - Paris, De l'imprimerie de H. Schoutheer, 1870.

<sup>18</sup> Charles Brunet (1780-1867)の『本屋、書物愛好家の手引き』*Manuel du libraire et de l'amateur de livres* (Paris, Brunet, 1810)は代表著作。今日でも利用価値は高い。

<sup>19</sup> *Le Père Duchesne d'Hébert : ou, Notice historique et bibliographique sur ce journal publié pendant les années 1790, 1791, 1792, 1793 et 1794, précédée de la vie d'Hébert, sou auteur, et suivie de l'indication de ses autres ouvrages.* - Paris : Librairie de France, 1859. CMB-T7044.

<sup>20</sup> *Marat, dit l'Amit du peuple : notice sur sa vie et ses ouvrages.* - Paris : Librairie Poulet-Malassis, 1862. CMB-T7043.

<sup>21</sup> André Martin et Gérard Walter, *Catalogue de l'histoire de la révolution française.* - Paris, Éditions des Bibliothèques nationales, 1936-

<sup>22</sup> *Gérard Walter, Hébert et le père Duchesne.*- [Paris] : J. B. Janin, [1946]. CMB-T7421.

<sup>23</sup> Eugene Louis Hatin, *Bibliographie historique et critique de la presse périodique française : ou, Catalogue systématique et raisonné de tous les écrits périodiques de quelque valeur publiés ou ayant circulé en France depuis l'origine du journal jusqu'à nos jours.* - Paris : Firmin-Didot frères, 1866. CMB-T7181も同様にCMBに収録されている。

<sup>24</sup> *Lettre adressée par Michel Bernstein, Op.cit. Annales historiques de la Révolution française*, 2011, no. 2, p. 201. 『覚書』、前掲書、14頁。

の反革命容疑者の処刑についてである。それぞれのタイトルは、『昨日チュイルリーで起きた偉大なる真実の詳細』<sup>25</sup>、『チュイルリー城の攻囲と奪取の偉大なる関係、すなわち8月10日以降に生じたすべての出来事の詳細、死者と負傷者の人数、ルイ十六世の恐るべき陰謀の露見』<sup>26</sup>、『ヴェルサイユで実行した、オルリアンの王党派と反革命派に対する民衆の裁きの偉大なる詳細』<sup>27</sup>、『サン=ジェルマン僧院、コンシエルジュ、シャトレ、ラ=フォルスとビセートルその他の監獄に収容されていたすべての陰謀家やならず者の処刑の偉大なる詳細』<sup>28</sup>である。翌年1793年にエベールたちは、ジロンド派への攻撃と追放の実行役を果たすことになるが、その関係史料として、『ペール=デュシェーヌの筆者J.R.エベールよりカミーユ=デムランとその同志たちへ』<sup>29</sup>『コミューン総代補佐J.R.エベールより同志たちへ』<sup>30</sup>が刊行されている。

エベール関係史料としてはこの他に、1794年3月、4月の革命裁判所におけるエベールとエベール派の死刑判決を記録した裁判記録がある。『革命裁判所において共和暦二年ジェルミナル四日に死刑の判決が下され、即日執行された陰謀家たち、エベール、ロンザン、ヴァンサンとその一味の裁判記録』<sup>31</sup>、『エベールとその一味に対する革命裁判所における予審および裁判記録』<sup>32</sup>の2点とダントン、ダントン派の裁判記録を併せて記録した『エベール、ロンザン、ヴァンサンとその一味、(中略)ダントン(中略)に対して、パリ、オノレ街のジャコバン協会にて行われた報告』<sup>33</sup>である。前者は、エベール、ロンザン、ヴァンサン、モモロに対する裁判で、ジェルミナル4日(3月24日)に判決がくだされ、即日ギロチンにより処刑された。後者は、エベールとエベール派に加えてダントンとダントン派に対する裁判の記録である。ダントン、ファール=デグランティエヌ、シャボ、ドロネ、バジール、ラクロワ、エロー、カミーユ=デムラン、フィリポ、ウエステル

<sup>25</sup> *Grand et véritable détail, de ce qui s'est passé hier aux Tuileries.* – [S.l.] : De l'imprimerie de la rue Ste.-Barbe, près la porte Saint-Denis, no. 5, ci-devant chez Tremblay, [1792]. CMB- T2310.28.

<sup>26</sup> *Grande relation du siège et de la prise du château des Tuileries : détail de tous les événements arrivés depuis le 10 août dernier, nombre des morts et de blessés, découverte d'un complot horrible de Louis XVI ....* – [Paris] : De l'imprimerie de la rue Ste.-Barbe ... ci-devant chez Tremblay, [1792]. CMB- T2310.29. (重複本CMB- T1451.[8])

<sup>27</sup> *Grand détail de la justice du peuple, exercée à Versailles, sur les aristocrates et contrerévolutionnaires prisonniers d'Orléans ....* – [Paris] : De l'imprimerie de la rue Bourbon-ville-neuve, cour des miracles, ci-devant rue Ste.-Barbe, [1792]. CMB-T3820.2.

<sup>28</sup> *Grand détail de l'exécution de tous les conspirateurs et brigands détenus dans prisons de l'abbaye Saint-Germain, de la Conciergerie, du Châtelet, de l'hôtel de la Force, de Bicêtre es autre lieux ....* – [Paris] : De l'imprimerie de la rue Sainte-Barbe ..., [1792]. CMB-T3820.1.

<sup>29</sup> *J.R. Hébert, auteur du père Duchesne, a Camille Desmoulins et compagnie.* – [Paris] : De l'imprimerie de la rue Neuve de l'égalité, cour des forges de Bonne-Nouvelle, [179-?]. T3820.3 (重複本T9065a.10[bis])

<sup>30</sup> *J. R. Hébert, substitut du procureur de la commune, a ses concitoyens : ce lundi 27 mai l'an deuxième de la République.* – [France] : De l'imprimerie de la rue neuve de l'Egalité, cour des miracles, [1794]. CMB-T297 (重複本CMB-T9065a.10[ter])

<sup>31</sup> *Procès des conspirateurs Hébert, Ronsin, Vincent et complices, condamnés à la peine de mort par le Tribunal révolutionnaire, le 4 germinal, l'an 2e de la République, et exécutés le même jour : suivi du précis de la vie du P. Duchêne.* – A Paris : Chez Caillot, imp. lib. ..., l'an 2 de la République. CMB-T4103.

<sup>32</sup> *Procès instruit et jugé au Tribunal révolutionnaire, contre Hébert et consorts.* – A Paris : De l'imprimerie du Tribunal révolutionnaire ..., l'an II de la République française [1793 or 1794]. CMB- T3069.

<sup>33</sup> *Rapport fait à la Société des amis de la liberté et de l'égalité, séante aux Jacobins, rue Honoré, à Paris, sur les conspirations d'Hébert, Ronsin, Vincent et leurs complices, de Fabre-d'Eglantines, Chabot, Delaunay-d'Angers, Bazire, Danton, Lacroix, Héroult, Camille-Desmoulins, Philippeaux, Westermann et leurs complices / par Dumas, président du Tribunal révolutionnaire, l'un des membres de la société ; séance du 21 germinal.* – [Paris] : De l'imprimerie des sans-culottes, maison ci-devant de l'assomption, rue Honoré ..., [1794]. CMB-T2531.

マンたちはジェルミナル16日（4月5日）に、同じくギロチンにより処刑されている。

コレクション（CMB）には、この他にも多数のエベール関連史料が収録されている。その点数は33点（-1799年までに公刊された史料）を数え、フランス国立図書館のマルタン＝ワルテル目録（CMW）との比較では、CMWに収録されている25点とヒットする。

バブーフの関係史料は、前述したようにミシェルBが、「彼らの書いたものは、テルミドールやヴァンドームの裁判の後で何度も処分されてしまったのでどんなに数が少ない」<sup>34</sup>と述べたうえで、さらに収集にあたって、「テルミドール9日、あるいはヴァンドームの裁判の翌日に破壊されたので、バブーフ、エベール、マラー、過激派の小冊子のようなものの多くは非常に貴重なものなのですが、その他のものは沢山印刷されていて、出まわっていているのです。私は欠陥のある部分を保存のいいものにとりかえました。補完し、よりよいものにしていったのです。他方、私の所有していない、一部か二部を含んでいるという理由である蔵書全体を買うということもあったので莫大な重複本をかかえることになりました」<sup>35</sup>と経緯を語っている。これは史料収集において、よくあることなのだが、CMBにもあてはまる。

バブーフ関係史料、特に裁判所の記録文書は、バブーフ自身あるいはバブーフ派について書かれたものとは違って、公的な文書である。それゆえ、流布させたり、所持することによって特に後難のおそれも少ないことから多くが残り、保存されてきたものと推測される。それが、CMBの収集状況にも反映されている。

まず最初に、バブーフ自身の著作を取り上げてみよう。彼の最初の雑誌『連合ジャーナル』<sup>36</sup>は1790年7月に創刊され、3号まで刊行された。CMBにはオリジナル版の第1号のみと復刻版（第1号－第3号、EDHIS社版）が収録されている。翌年には、『ピカルディ通信』（1790年11月創刊）を継続した雑誌『デクレの審査人、後半期報告書作成者』（1791年刊行）を創刊し、ロア地方における封建制批判をおこない、逮捕されるが釈放された<sup>37</sup>。CMBにはこの雑誌の復刻版（パリ、EDHIS社、1966年刊行）が収録されている。これらの復刻版を出版したEDHIS社は、ミシェルBがレオン＝サンネL. Centnerと共同で設立した出版社である<sup>38</sup>。CMBには6点が収録されている。

同時期に、『住民たちによって表明された、諸税に関する国民議会に対する請願。エード税、塩税、入市税を廃止することを内容とする』<sup>39</sup>を1790年に公刊している。これについて、市川は「1790年の春からアブヴィル、サン＝カンタン、ペロンヌ、ギュイーズなどの全地域で、民衆の怨

<sup>34</sup> « Lettre adressée par Michel Bernstein à l'Université Senshu », *Annales historiques de la Révolution française*, 2011, no. 1, p. 200.

<sup>35</sup> *Ibid.*, p. 201.

<sup>36</sup> *Journal de la confederation*, no. 1. - [Paris] : De l'imprimerie de Laillet & Garnéry, rue Serpente ... , [1790]. CMB-T9686.7. EDHIS社の復刻版（CMB-T9686.7[bis]）では、第2号が7月2日に、第3号は7月3日に刊行されている。また、第1号から第3号まで通しの頁数がふられている。

<sup>37</sup> *Le scrutateur des décrets et le rédacteur des cahiers de la seconde législature, par continuation du journal intitulé, Le correspondant picard, dédié primitivement aux départemens de la Somme, de l'Aisne et de l'Oise, et offert aujourd'hui aux 83 départemens de la domination du peuple franc.-* [Originally published: 1791 ; Reprint ed.]- Paris, EDHIS, Editions d'Histoire Sociale, 1966.

<sup>38</sup> J.N.Ducange, « Michel Bernstein, retour sur une trajectoire singulière ». *A.E.R.F.etC.D.M.B.*, 2012/2013, p. 18.

<sup>39</sup> *Pétition sur les impôts, adressée par les habitans d[...] en [...] à l'Assemblée nationale, dans laquelle il est démontré que les aides, la gabelle, les droits d'entrée aux villes, &c. ne doivent & ne peuvent plus subsister, même provisoirement, chez les Français, devenus libres.* - [France] : [s.n.] , 1790. CMB- T1201[4].

嗟の的となっていた補助税、塩税などの消費税に対する反対闘争を組織し、議会への請願書をつくり、それがピカルディとアルトアの800の自治体に採択された。しかし、その結果、彼はロアで逮捕され、パリのコンシェルジュリーに監禁後、高等法院から有罪の判決をうけて投獄された<sup>40</sup>と、この請願書が与えた社会的、政治的影響を説明している。

バブーフの政治理念を深化させたのは、1794年7月のテルミドール以後の政治状況の展開であった。ジャコバン派の独裁とロベスピエールの恐怖政治を痛烈に批判する冊子『敗者は罰金を払う、馬鹿者ジャコバン』<sup>41</sup>と『人口減少のシステム、または、キャリエの生涯と犯罪』<sup>42</sup>を執筆し、同年10月には獄中の身でありながら、前記の冊子をフランクラン印刷所から刊行した。CMBはこの2点を収録している。

出入獄の記録をみると、1793年11月中旬から1797年5月下旬までの約3年半の間、出入獄を繰り返して、獄中にいた期間は約2年以上にわたっていた。それにもかかわらず、単発で発行する冊子のみならず、定期的に発行する雑誌（逐次刊行物）を執筆し、発行を続けたことがわかる。

『出版の自由ジャーナル』<sup>43</sup>は1794年9月3日に創刊され、第22号（1794年10月1日発行）まで継続し、第23号からタイトルを『護民官』<sup>44</sup>に変更した。このように、巻号は前誌から継続し、『護民官』は第23号から始まり第43号（1796年4月24日）で終わっている。ただし、第33号は獄中にあったバブーフが原稿を外部に委託しようとしたが不首尾に終わって発行できず、この号は欠号となっている。CMBはこの2誌を収録している。これらに加えて、第29号（1795年1月8日発行）の285 - 286頁に執筆した自己の経歴についての説明を別刷りにして『G. バブーフ、護民官から同志たちへ』<sup>45</sup>として発行している。なお、これら2誌も1966年にパリのEDHIS社から復刻された。

1796年3月に創刊された『民衆の斥候、または2500万人の防衛者』<sup>46</sup>には、“Sébastien Lalande”の筆名で執筆している。第5号（共和暦4年ジェルミナル17日[1796年4月6日]発行）の冒頭は「自由の友が身を寄せ合う時は来た」で始まり、末尾は「聖なるアーチ、93年憲法のもとに集おう。

<sup>40</sup> 平田昇『平等に憑かれた人々』、岩波、1973年、109頁。

<sup>41</sup> F.N. Babeuf, *Les battus payent l'amende, ou, Les Jacobins jeannots*. - [Paris] : De l'imprimerie de Franklin, rue de Cléry ... , [1794?]. CMB-T3255. 杉原はこれら2著をひとつの著作として記述している（杉原泰雄『人民主権の史的展開』、岩波、1978年、119-120頁）。

<sup>42</sup> F.N. Babeuf, *Du système de dépopulation, ou, La vie et les crimes de Carrier, son procès, et celui du Comité révolutionnaire de Nantes ...* - A Paris : Se trouve à l'imprimerie de Franklin ... , an 3e de la République [1794 or 1795]. CMB- T3259.

<sup>43</sup> *Journal de la liberté de la presse*. - [Paris] : De l'imprimerie de Guffroy, rue Honoré ... , [1794]. CMB- T9090.11. - No. 1er. (17 fructidor, an 2me. de la République [3 sept. 1794])-no. 22 (10 vendémiaire, l'an 3 [1 oct. 1794]). *Le tribun* の継続前誌

<sup>44</sup> *Le tribun du peuple, ou, Le défenseur des droits de l'homme, en continuation du Journal de la liberté de la presse*. - [Paris] : [De l'imprimerie de Franklin, rue de Cléry ...], [1794][1796]. CMB- T9090.11[bis]. (重複本 CMB-T9090.12, CMB-T9100.4[decies]) - No. 23 (14 vendémiaire, l'an 3me. [5 oct. 1794])-no. 43 (5 floréal, l'an 4 [24 avril 1796]). Binder's title: *Journaux divers*. 杉浦（同上、153頁）によればno.33は公刊されなかったという。本誌は*Journal de la liberte* の継続後誌である。

<sup>45</sup> *G. Babeuf, tribun du peuple, a ses concitoyens*. - [Paris] : De l'imprimerie de Franklin, rue du Sentier ... , [1796?]. CMB-T3254.

<sup>46</sup> F.N. Babeuf, *L'éclaireur du peuple, ou, Le défenseur de 24 millions d'opprimés*. - [Paris] : De l'imprimerie de l'Éclaireur du peuple, [1796]. CMB- T9132. - No. 1er. (12 ventôse, l'an 4e de la République [2 mars 1796])-no. 7 (8 floréal [27 avril 1796]) Attribué à Simon Duplay ou à Antonelle ; le n° 5 a été rédigé par Gracchus Babeuf.

民衆よ、兵士よ、自由の友よ、ひとつになろう、意見を同じくしよう。王党主義やエリート主義の企てを打ち砕こう。民衆は勝利するぞ。」で締めくくり、最後に街頭で歌う革命歌が添えられている（全12頁）。このような動きに対して、総裁政府は「共和暦四年ジェルミナル二七日法」を成立させ、その第1条で「93年憲法の復活を企画するものは死刑に処す」と定め、公布した。この時期は、旧モンターニュ派との連携を水面下で図り、新政府樹立を秘密裏に進めていたといわれている。この第5号とほぼ同時期に、単発の刊行形態で、内容を箇条書きにし、その主張を分かりやすく、平明な文体にした『バブーフの見解の要約』<sup>47</sup>を刊行した。全体を15か条にまとめ、4頁にしたコンパクトなチラシである。主な条項を挙げると、第1条は、「自然界はすべての人々にあらゆる資源を自由に使用する平等な権利を与えた」、第2条は、「社会の目的とは、自然状態においてはしばしば強い者や悪者によって攻撃されるこの平等を守ることであり、すべての人々の協力を得て、共有の自由な使用権を増大させることである」、第6条は、「いかなる者も、土地または産業の資源を排他的に占有することは、犯罪である」、第9条は「いかなるものも、あらゆる手段を集めることによって、他人がその幸福のために必要な教育を剥奪することはできない。教育は共通でなければならない」、第12条は「93年憲法はフランス人の真の法である。なぜならば民衆がそれを厳粛に受け入れたからであり、なぜならば国民公会にはそれを変更する権利ないからであり、（以下省略）」と述べられている。第12条から第15条までは、93年憲法の実施要求と95年憲法の廃棄を要求する内容となっている。蜂起を準備するにあたって、パリの民衆たちにこのチラシ（4頁、縦19cm）を配布していたのである。これら2点の刊行物は、まさに、未発に終わった蜂起直前の時期に発行された。

ところで、これらの発行物はどのくらい民衆の手に行き渡ったのであろうか。平岡は、「バブーフの主宰した地下新聞『人民の護民官』は、たびたびの弾圧にもかかわらず、その発行部数は2000部をくだらなかったが、値段が高いために、購読者は労働者より中産階級のほうが多かった。しかし、パリだけでなく、ひろく地方や軍隊にまで、それも遠くライン＝モゼル方面派遣軍、イタリア方面派遣軍にまで浸透したという。さらに宣伝の効果をあげるために、『護民官』紙の普及版として『人民の斥候』が発行された。そのほか宣伝用のパンフレットや張り紙が多く利用された。さきにふれた「バブーフの理論の概要」もこの種のパンフレットのの一つである」<sup>48</sup>と述べている。

バブーフの思想とその行動を明らかにする、彼自身以外によって執筆されたものとして、まず最初にとりあげるべきは「バブーフの陰謀」で知られるブオナロッチェの著作であろう。そして、その他の研究書がこれに続く。日本におけるバブーフ研究も、これら海外の研究成果をベースに展開されてきた<sup>49</sup>。

<sup>47</sup> Ph. Buonarroti, *Analyse de la doctrine de Babeuf, tribun du peuple, proscrit par le Directoire exécutif, pour avoir dit la vérité.* - [S.l.] : [s.n.], [1796?]. CMB- T3280. 平岡は前掲書において、このチラシは「ブオナロッチェの書いたもので、できればよく、バブーフたちの主張が要領よく簡潔に表現されている」（同書、53頁）と指摘している。

<sup>48</sup> 平田昇、前掲書、74 - 75頁。

<sup>49</sup> 豊田堯『バブーフとその時代』（創文社、1958年）、柴田三千雄『バブーフの陰謀』（岩波、1968年）、岩本勲『F・N・バブーフの政治思想』（阪大法学79号）、平岡昇『平等に憑かれた人々』（岩波、1973年）、杉原泰雄『人民主権の史的展開』（岩波、1978年）等がある。

ブオナロッチェの著作は、ブリュッセルのロマンティーク書店から1828年に2巻本で出版された『平等のための、いわゆるバブーフの陰謀』<sup>50</sup>である。バブーフ研究の多くは、本書を基に展開している。本書の日本語訳と原著の出版にまつわる諸事情については、田中正人が解説し、翻訳した論文がある<sup>51</sup>。

CMBに収録されているのは、このブリュッセル版である。そして、その後続く研究としては、1907年刊行のV. メリック著『グラックス＝バブーフ』（プログレ書店）、1910年刊行のP.ロビケ著『ブオナロッチェと平等派』（アシェット社）、1912年刊行のA. パトゥー著『グラックス＝バブーフの嘘』（ゲットー印刷所）、1922年刊行のM.ドマンジェ著『バブーフと平等派の謀反』（ユマニテ書店）、1926年刊行のP.ベッサン＝マスネ著『バブーフと1796年の共産党』（アシェット社）、1937年刊行のG.ワルテル著『バブーフと平等派の謀反』（ペイヨ書店）、1948年刊行のA.G.ガッロネ著『ブオナロッチェとバブーフ』（デ＝シルヴァ書店）、1949年刊行のJ.レーピヌ著『グラックス＝バブーフ』（イエール＝オージュドウィ社）、1962年刊行のC.マゾリック著『バブーフと平等のための陰謀』（ソシアル出版）等があり、これらの研究書はすべてCMBに収録されている。なお、1937年刊行の『バブーフと平等派の謀反』の著者であるG.ワルテルは、本稿で度々参照しているCMWの2名の編者のうちの一人でもある。

CMBのバブーフ関係史料は、専修大学図書館OPACによる検索では、約70点がヒットする。これまでみてきたように、自身の著作が約15点、研究書が約10点、そして肖像画が5点ある。残りは、裁判関係記録等約40点である。CMWとの比較ではCMB約70点に対して、CMW50点である。

バブーフとその仲間が密告によって逮捕されたのは、1796年5月10日である。バブーフ、ブオナロッチェ、ピレ、ダルテ、ジェルマン、ディディエ、ドゥルエ、リコール、レニユロが逮捕され、多数の文書が押収された。同年8月には、パリから郊外へ移送され、9月にバブーフたちを救出するための襲撃（グルネル兵舎事件）をおこなうが、失敗に終わった。裁判はパリの南東に位置するヴァンドームにて、翌年1797年2月20日から2か月にわたって開始された。政治的にはより重要な社会的地位にあった人物（現職議員J.B.ドゥルエ<sup>52</sup>やF.ルベルティエ<sup>53</sup>たち）がいたにもかかわらず、政府はバブーフをこの蜂起の首謀者として告発し、5月26日、バブーフとダルテに死刑判決をくだし、その翌日ギロチンにかけた。その他の逮捕者は禁固刑となり、現職議員であるドゥルエは総裁政府のP.バラスの手引きで脱獄することができたという。この時期の総裁政府下の法治を示す一例である。

CMBに収録されている審理関係史料の中には、押収文書、起訴状、弁論、審理、記録等に関するものがある。押収文書をまとめて、国立印刷所から共和暦5年ニヴォーズ（1796年12月下旬/1797年1月初旬）に刊行された『逮捕時にバブーフの居宅で押収された書類写し』<sup>54</sup>は2分冊にされた史料である。類似の史料として、1796年に国立印刷所から『総裁政府が発表した議員ドゥルエ事

<sup>50</sup> Ph. Buonarroti, *Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf, suivie du procès auquel elle donna lieu, et des pièces justificatives*, t. 1, 2. - Bruxelles, A la Librairie romantique ..., 1828. CMB-T3735.

<sup>51</sup> 田中正人「翻訳 平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀」1-10.『愛知大学法学部法経論集』(169-178) 2005-2008. 田中はこの原著について、出版当時はまだ事件関係者が存命中であったことにより、名前の一部を変名としてであると指摘している。また、記述についても、柴田が指摘するように、事実との異同があるといわれている。

<sup>52</sup> Jean Baptiste Drouet, 1763-1824.

<sup>53</sup> Félix Lepeletier, 1767-1837.

<sup>54</sup> *Copie des pièces saisies dans le local que Baboeuf occupoit lors de son arrestation.* - A Paris : De l'Imprimerie nationale, nivôse an 5 [1796 or 1797]. CMB- T9090.5, T9090.6 .

件関係文書』<sup>55</sup>、同年に総裁政府印刷所から『バブーフの居宅で押収され、自身が認め署名した、陰謀関係文書』<sup>56</sup>が刊行されている。共和暦4年テルミドール25日（1796年8月12日）開催の五百人会 Conseil des Cinq-Cents 議会の議事録から抜粋した、議員ドルエエに対する起訴状 Acte d'accusation がレピュブリク印刷所から刊行されている<sup>57</sup>。バブーフの弁論も刊行されており、裁判が始まった1797年に R.F. ルボワ印刷所から、『高等法院を前に表明されたグラックス＝バブーフ（護民官）弁護の長広告』<sup>58</sup>が刊行されている。

審理関係の史料としては、速記録を集めた逐次刊行物として『ドゥルエ、バブーフとその他の者たちに対する、高等法院によって審理された予審記録』<sup>59</sup>がある。これらの審理には被告を含めた関係者の証言がおこなわれている。1796年6月25日に開催された「元老会」Conseil des Anciens に出席して弁明した、議員ドゥルエの証言である『五百人会から声明が出され、自身の行動について弁明するためにメシドール7日に開催された元老会における議員ドゥルエの証言』<sup>60</sup>は、同時期に国立印刷所から刊行されている。同じように、議員 L. ラマルクの証言<sup>61</sup>、A.C. チボドーの証言<sup>62</sup>もそれぞれ刊行された。なお、これらの証言に前もって、ドゥルエは五百人会で弁明をおこない、それを刊行している。1796年6月16日の五百人会で朗読した証言書 Mémoire justificatif が、修正削除版（国立印刷所）<sup>63</sup>とオリジナル版（R. ヴェタル印刷所）<sup>64</sup>の2点も CMB には収録されており、頁数にして約20頁が削除されている。これらの議会における弁明と併行して、書簡の形式

<sup>55</sup> *Pieces relatives à l'affaire du représentant du peuple Drouet, adressées par le Directoire exécutif*. -- A Paris : De l'Imprimerie nationale, messidor, an IV [1796]. CMB- T9090.8[duodecies].

<sup>56</sup> *Pièces relatives à la conspiration trouvées chez Babœuf, reconnues et paraphées par lui*.-- [Paris] : De l'imprimerie du Directoire exécutif, [1797]. CMB- T9090.8[ter].

<sup>57</sup> *Acte d'accusation contre le représentant du peuple Drouet : extrait des registres du procès-verbal des séances du Conseil des Cinq-Cents : du 25 thermidor, an IV de la République française, une et indivisible*.-- À Paris : De l'imprimerie de la République, [1796]. CMB- T3281(重複本 CMB- T9090.9 (decies)).

<sup>58</sup> *Péroraison de la défense de Gracchus Babeuf, (tribun du peuple), prononcée devant la Haute-Cour de justice*.-- [Paris] : De l'imprimerie de l'ami du peuple, R.F. Lebois ... , [1797]. CMB- T3258.

<sup>59</sup> *Débats du procès instruit par la Haute-Cour de justice, contre Drouet, Babœuf, et autres, recueillis par des sténographes*.-- Paris : De l'Imprimerie nationale, [1797]. -- No. 1 (2 ventôse an 5 [20 févr. 1797]). CMB- T9090.1., No. 2 (2 ventôse [20 févr. 1797])-no. 102 (30 germinal [19 avril 1797]). CMB- T9090.1 [bis].

<sup>60</sup> *Discours du représentant du peuple Drouet, prononcé par lui au Conseil des Anciens, dans la séance du 7 messidor, pour répondre au lieu à examen de sa conduite, prononcé par le Conseil des Cinq-Cents*.-- A Paris : De l'Imprimerie nationale, messidor, l'an IV [1796]. CMB- T9090.9[ter].

<sup>61</sup> *Discours prononcé au Conseil des Cinq-Cents, par F. Lamarque, représentant du peuple, sur la question de savoir : s'il y a lieu à examen de la conduite du représentant Drouet, lu le 2 messidor an 4*.-- Paris : De l'imprimerie de R. Vatar et ass. ... , [1796]. CMB- T9090.9[bis].

<sup>62</sup> *Discours prononcé par A.C. Thibaubeau, représentant du peuple, le 2 messidor, sur la question de savoir : s'il y a lieu à examen de la conduite du représentant Drouet, inculpé dans la conspiration de Babœuf?*.-- A Paris : Chez Maret, libraire ... , an IV [1796]. CMB- T9090.9.

<sup>63</sup> *Mémoire justificatif de Drouet, représentant du peuple français, en réponse à la dénonciation faite contre lui par le Directoire exécutif de la République française, le 21 floréal, an 4 de la République française, une & indivisible, lu dans la séance du 28 prairial*.-- A Paris : De l'Imprim. de R. Vatar ... , [1796?] [2], 81, [1] p. (the last page blank) ; 19 cm. CMB- T9090.8[quindecies].

<sup>64</sup> *Mémoire justificatif de Drouet, représentant du peuple français, en réponse à la dénonciation faite contre lui par le Directoire exécutif de la République française, le 21 floréal, an 4 de la République française, une et indivisible : avec les pièces justificatives et notes omises dans la première édition, imprimée par ordre du Conseil des Cinq-Cents, lu dans la séance du 28 prairial*.-- A Paris : de L'Imprimerie nationale, priarial, an IV [1796]. 63, [1] p. ; 19 cm. CMB- T9090.8[quatuordecies].

によっても、その意見を述べている。ジュルナル＝デズ＝オム＝リーブル印刷所から刊行した『武装権力によって実行された夜間の捜査に関して、総裁政府執行部に対して書かれた議員ドゥルエの書簡』<sup>65</sup>とルルジュ印刷所から刊行した『同僚議員とフランス国民に対して書いた、議員ドゥルエの書簡』<sup>66</sup>の2点である。これに対して政府側もその主張をおこなっている。バブーフたちの逮捕の直後に刊行されたものと思われる『ドゥルエ議員に関して、五百人会に送付した総裁政府の教書』<sup>67</sup>である。これに続き、『9月10日の教書』<sup>68</sup>では、バブーフたちを奪還するために民衆たちがグルネル兵舎を攻撃した「グルネル事件」について非難する教書messageとなっている。

これと関連して、この時期の五百人会における議会議事録抄録もある。最初の議事録は、バブーフたちの逮捕の翌々日である5月12日に開催された議会の議事録抄録<sup>69</sup>である、それに続いて5月14日<sup>70</sup>、5月18日<sup>71</sup>、8月8日<sup>72</sup>の議事録が続く。

こうして、1797年の2月から始まった裁判で24日の記録文書である『ヴァントーズ6日開催の審理を開始するにあたって国事犯による陳述の法廷文書』<sup>73</sup>がブドウワン印刷所から刊行されている。

最終判決は、1797年5月26日に言い渡され、バブーフとダルテは前述した「共和国暦四年ジェルミナル二十七日法」第1条により死刑、判決の翌日、控訴も認められずに処刑された。ブオナロッチェ、ジェルマン、モロワ、カザン、ブロンドー、ブワンは流刑となった。その他、多くの被告に禁固刑が言い渡された。

なお、上記の審理とは別に、この「バブーフの陰謀」事件と関連した幾つかの判決が出ている。1796年9月9日、10日の「グルネル兵舎襲撃」事件の被告たちに対する、軍事法廷での大量の死刑判決である。この事件に関する軍事法廷の判決を内容とする史料は2点あり、ミシュレ印刷所版<sup>74</sup>

<sup>65</sup> *Lettre du représentant du peuple Drouet, écrite au Directoire exécutif la veille de son arrestation, sur la visite nocturne faite chez lui par la force armée.* - [Paris] : De l'imp. du Journal des hommes libres, rue de l'Université ... , [1796]. CMB- T9090.8[quater].

<sup>66</sup> *Lettre du représentant du peuple Drouet, a ses collègues, et au peuple français.* - A Paris : De l'imprimerie de Lerouge ... , an V, de la République [1796 or 1797]. CMB- T9090.9[septies].

<sup>67</sup> *Messages du Directoire exécutif, et pièces envoyées par lui au Conseil des Cinq-Cents, relativement au représentant du peuple Drouet.* - A Paris : De l'Imprimerie nationale , floréal, an 4 [1796]. CMB- T9090.8 [bis].

<sup>68</sup> *Message : extrait du registre des délibérations du Directoire exécutif, du 24 fructidor, l'an 4 de la République française, une et indivisible.* - A Paris : De l'Imprimerie nationale , fructidor, an IV [1796]. CMB- T1503.1. (重複本CMB- T1503.2, CMB- T9090.9[quindécies], T9090.9[septies decies], CMB- T1503.3, CMB- T9090.9[sedecies] ) .

<sup>69</sup> *Extrait du procès-verbal des séances du Conseil des Cinq-Cents, du 23 floréal, l'an quatrième de la République française, une & indivisible.* - A Paris : De l'Imprimerie nationale , floréal, an IV [1796]. CMB- T9090.8[sexies].

<sup>70</sup> *Extrait du procès-verbal des séances du Conseil des Cinq-Cents, du 25 floréal, an 4 de la République française une & indivisible.* - A Paris : De l'Imprimerie nationale , floréal an 4 [1796]. CMB- T9090.8 [octies].

<sup>71</sup> *Extrait du procès-verbal des séances du Conseil des Anciens : du 29 floréal, an 4 de la République française, une & indivisible.* - A Paris : De l'Imprimerie nationale , floréal, an 4 [1796]. CMB- T9090.8 [novies].

<sup>72</sup> *Extrait du procès-verbal des séances du Conseil des Cinq-Cents, du 21 thermidor, an IV de la République française une et indivisible.* - A Paris : De l'Imprimerie de la République , [1796]. CMB- T9090.9[novies].

<sup>73</sup> *Pièces lues dans le cours de l'exposé fait par l'accusateur national a l'ouverture des débats : séance du 6 ventôse.* - [Paris] : De l'imprimerie de Baudouin, imprimeur du Corps législatif, place du Carrousel ... , [1797]. CMB- T9090.9[vicies bis].

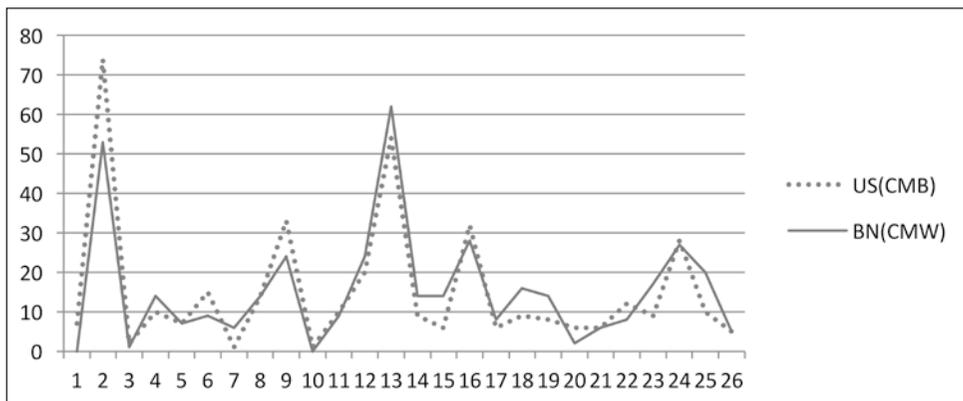
<sup>74</sup> *Jugement rendu par le conseil militaire seant au Temple : qui condamne à la peine de mort François Lay, général des brigands, Nicolaz [i.e. Nicolas] Jacob, son aide-de-camp, et plusieurs autres brigands pris les armes à la main dans le camp de Grenelle : tous atteints et convaincus d'avoir dans la nuit du 23 au 24 fructidor, tenté d'assassiner le camp, égorger le directoire, allumer la guerre civile et anéantir les deux conseils, en rétablissant la constitution infâme de 1793.* - [Paris] : De l'imprimerie de Michelet, rue des Bons-Enfants, [1796]. CMB- T89.21.

とソシエテ=ティポグラフィク=デ=トロワ=ザミ印刷所版<sup>75</sup>をCMBは収録している。ミシュレ印刷所版のタイトルの一部には、被告たちの罪状が表記されており、「…恥ずべき1793年憲法の復活を企て」という句が挿入されている。同年10月10日の高等法院の判決は、逮捕され被告となったバブーフたちのヴァンドームへの移送に絡む判決で、被告たちからの居住地における審理の要求を却下したものである<sup>76</sup>。これら2点は、CMWには収録されていない。

日本では、これまで、この蜂起計画事件についてはバブーフとその仲間たちの政治理念や活動方針について関心が集中してきた。それは、フランス本国における研究成果を前提にしてきたことの必然でもあるだろう。CMBには裁判関連史料が多数含まれている。総裁政府の要人と民衆運動家たちと連携や思惑の違いなど、それらの分析を通じて、新たなバブーフ研究の展望が開ける可能性がある。

この他、CMBにはバブーフの肖像画が5点収録されており、この事件の社会的影響と民衆層の関心が19世紀に入り、徐々に高まりをみせていたことが想起されるイメージ史料という意義をもつ<sup>77</sup>。

ここで、以上の考察の中から民衆活動家とその関連人物の史料点数について、CMBとCMWの比較をしておきたい(グラフ1)。調査の対象とするアンラジェ派の具体的人物を選択するにあたっては、I. プルダンの『革命期のパリにおける民衆結社』<sup>78</sup>、辻村みよ子の論文「フランス1793年憲法とジャコバン主義」<sup>79</sup>、井上すゞの『ジャコバン独裁の政治構造』<sup>80</sup>で言及された中心人物26名を対象とした。



グラフ1 民衆活動家史料点数

(作成：高橋則雄)

<sup>75</sup> *Jugement de vingt-un particuliers prévenus d'avoir pris part à l'affaire du camp de Grenelle, dont 6 sont condamnés à la peine de mort, 8 à la déportation, 3 à la détention, et 4 mis en liberté, rendu par le conseil militaire séant au Temple, avec les noms, prénoms, âge, lieu de naissance, profession et domicile des accusés, & un résumé exact de leurs déclarations, dans lesquels se trouvent compris deux ex-membres de comité révolutionnaire, et plusieurs marchands de Paris : du 28 vendémiaire, an 5.-* Se trouve à Paris, au dépôt des papiers-nouvelles ... : De l'imprimerie de la Société typographique des trois amis ... , [1796]. CMB- T316.

<sup>76</sup> *Jugement de la Haute-Cour de justice, séante a Vendome, qui rejette la demande d'Amard, Didier, Babœuf, Germain et consorts, tendante à être renvoyés devant le tribunal criminel de leur domicile, ordonne, en conséquence qu'il sera passé outre, à l'instruction du procès : séance du 19 vendémiaire de l'an 5.-* [France] : [s.n.] , [1796]. CMB- T3818.3.

このグラフでは、CMB (Universté Senshu) と CMW (Bibliothèque nationale de France) の各活動家ごとの史料点数は概ね、同様の増減を示している。ただし、2. バブーフと 13. マラーが突出しており、それに続くのが 9. エベール 16. パーシュ、24. タリアンの数値である。そして、これらのなかでも CMB が CMW を上回るのがバブーフとエベールの数値である。これは、コレクションの形成にあたって、レオン、ミシエルのベルンシュタイン父子が、民衆運動に関連する史料を収集する際に、民衆運動のどこに関心をもっていたのか、それを示しているのである。

## 第二節 パリ 48 セクションと民衆

パリの 48 のセクションは、民衆たちの意見や立場が表明された組織であった。「一七九〇年五月二十一日の法」によって、それまで 60 のディストリクト district で編成され黙認されていた区の常設制 permanence が廃止され、セクション section となったことに始まった。この法により、セクションは選挙区になり、投票のために召集されるが、投票が終わると解散することになっていた。そして、1791 年 5 月には、セクション総会はセクションの自治行政についてのみ召集され、それ以外の問題の討議は違憲とされ、無効であるとされた<sup>81</sup>。

セクションの民衆側は、これに対して一定の条件のもとで選挙以外のときでも集会を開催し<sup>82</sup>、1792 年には 1 年前からパリに居住する 25 歳以上のすべての市民（男性）に治安判事の改選の投票権を認めさせ、能動的市民と受動的市民の差別を撤廃させた<sup>83</sup>。しかし、1793 年にはセクション総会の常設制が廃止され、出席者には手当が支給されることになった。CMB に収録されている史料の多くには、これらの集会が常設制であることを強調して、タイトルの一部に permanence あるいは permanente という語が付されている。パンテオン＝フランセ・セクションから国民公会に宛てた声明は、“常設”された集会で決議されたことが、“Extrait des registres de l'assemblée

<sup>77</sup> Ant. Vadier, *cons.[i.e. conseiller] au présidial de Pamiers, député aux Etats-généraux 1789, et de l'Ariège à la Conv. natle. 1792, compromis avec Babeuf ..., dessiné d'après nature par Gabriel ; Jules Porreau sc. 1847.* - Paris : Vignères, [1847]. CMB- Fol.72.15. *Babeuf / Barbant, sc.* - [Paris?]: Imp. L. Toinon, [18-]. CMB-Fol.72.1[quinquies]. *Babeuf.* - [Paris]: Publié par la Société de l'industrie fraternelle, [1-]. CMB-Fol.72.1[ter]. *C.G. Babeuf, d'après de sève, par Flameng.* - Paris : Delâtre imp., [18-]. CMB-Fol.72.1[bis]. *Gracchus Babeuf.* - Paris : P. Dien imp. ..., [18-]. CMB-Fol.72.1[quater].

<sup>78</sup> Isabelle Bourdin, *Les sociétés populaires à Paris pendant la Révolution.* Paris, Recueil Sirey, 1937.

<sup>79</sup> 辻村みよ子「フランス一七九三年憲法とジャコバン主義 7」『成城法学』32、1989年。

<sup>80</sup> 井上すゑ『ジャコバン独裁の政治構造』御茶ノ水書房、1972年。井上は、アンラジェの活動家について必ずしも政治活動において高い評価をしているわけではない。「ショーメットやエベールは二流の指導者として、コミューンでロベスピエールらモンタニヤールの忠実な副官としての役割を果しつつあったが、しかし同時にかれらはジャーナリストであり、パンフレット作者でもあった。これらいわゆるパンフレット作者は、思想的独自性をもたないかわりに、時代の新思想の焼き直しをきわめて扇動的な形で訴えるものである。かれらは、コミューンにおいては官僚としての、民衆ジャーナリズムでは扇動家としての、この二つのことばを使い分けねばならなかった」(同書、149頁)、「このように民衆指導者が、おのおの新聞をプロパガンダの武器としていたことは、顧客の獲得のため相互に革命的なことばのせり売りに終わり、実質的にセクションを組織する努力が行なわれなかったということが指摘できよう」(同書、182頁)と述べている。

<sup>81</sup> Albert Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, 2. éd., Paris, 1962, p. 583. A. ソブール『フランス革命と民衆』(井上幸治監訳、新評論、1988年)、211頁。

<sup>82</sup> Ibid., p. 582. ソブール、同上 210 頁。

<sup>83</sup> Ibid., p. 583. ソブール、同上 211 頁。

*permanente* de la section du Panthéon Français"と注記されている<sup>84</sup>。他にも、サン＝キュロット・セクションの第一次“常設”集会*assemblée primaire-permanente*における市民の宣誓証明を記載した史料<sup>85</sup>やボン＝conseilユ・セクションの“常設”総会の議事録*assemblée générale permanente*<sup>86</sup>など、常設されていたことを強調する史料が15点ある。ちなみに、上記のサン＝キュロット・セクションの宣誓証明書は手稿史料である。

このように、議会側と民衆側との間における、セクションの権限（主権）をめぐる葛藤は激しく、かつ微妙なやりとりが続いた。それを裏付けるのは、セクションの活動を記録した史料ということになるが、A.ソブールが指摘するように活動を記録した議事録の大部分が喪失しており<sup>87</sup>、その再現は非常に困難となっている。

CMBが収録しているセクション関係の議事録は、12点である。断片的で、特定のセクションの活動の時間的推移をたどるための史料としてはほど遠い。しかし、全体を組み合わせることで、個々のセクションの実態だけでなく、時間的推移も不完全ながら想定する材料として利用できるのではないだろうか。ちなみに、なんらかの議事録をもつセクションは、モンブラン・セクション（1795年9月11日、12日）、アール＝オ＝ブレ（1795年1月23日）、ブリュトゥス（1794年4月29日、1795年5月27日）、アミ＝ド＝ラ＝パトリ（1794年6月28日）、ボン＝conseilユ（1793年5月5日）、フォブール・モンマルトル（1794年2月4日）、ボンディ（1792年11月7日）、レユニオン（1794年8月30日）、ドロワ＝ド＝ロム（1794年5月20日）、シテ（1793年10月21日）である。これらのほとんどは手稿史料で、オリジナリティが高い。

時間軸で見れば、1792年11月、1793年5月と10月、1794年は2月、4月、5月、6月、8月でやや多く、1795年は1月、5月、9月をカバーしていることになる。

フランスという国家やパリの市制に対して、セクションの自律性を示す活動が多岐にわたったことを示す史料として、セクション内に設置された各種の委員会の存在をとりあげることができる。警察組織である警視（Commissaire de police）や治安判事（Juge de paix）、軍事組織である軍事委員会、そして革命委員会や監視委員会、行政を担当する民事委員会、慈善委員会、食糧委員会等の活動は、セクションの自律性を実質的に裏づける委員会である。

CMBに収録されている史料には、これらの委員会のほほすべてがみられる。1791年7月17日のアルスナル・セクションの警視からパリ・コミューン総代（procureur）へ宛てた書簡という形式

<sup>84</sup> *Adresse a la Convention nationale, rédigée par le citoyen Julian de Carentan, professeur de l'université au collège du Panthéon Français, ci-devant Montaigu, électeur du département de la Manche, acceptée par la section du Panthéon Français, imprimée à ses frais & présentée au nom des 48 sections.* -- A Angers : De l'Imprimerie nationale ... , [1792]. "Extrait des registres de l'assemblée permanente de la section du Panthéon Français": p. 4. CMB-T84.30.

<sup>85</sup> *Section des Sans-Culottes : extrait du registre des délibérations de l'assemblée primaire-permanente : appert que le citoyen François Grenier a prêté le serment civique et d'égalité, comme aussi de maintenir la sûreté des personnes et des propriétés, et de mourir s'il le faut, pour l'exécution de la loi ...* -- [1792]. Ms. "Fait à l'assemblée primaire-permanente de ladite section, le 28bre 1792". CMB-T5832.9.

<sup>86</sup> *Section de Bon-Conseil : extrait du procès verbal de l'assemblée générale permanente de la section de Bon-Conseil, tenue dans le lieu ordinaire de ses séances du 5. mai 1793, l'an deuxième de la République française, une et indivisible, à six heures du soir.* -- [Paris] : De l'Imp. de Pelletier, rue Française ... , [1793]. CMB- T1696.13.

<sup>87</sup> Soboul, *Op.cit.*, p. 585.ソブール、同上、213頁。

をとった史料<sup>88</sup>をはじめ、各セクションの警視という肩書が記された史料は6点を数える。革命委員会 (Comité révolutionnaire) や監視委員会 (Comité de surveillance) による史料は、それぞれ7点と4点ある。革命委員会関係の史料には、ドロワ=ド=ロム・セクションにおいて共和暦2年に革命委員会による粗糖、薪、木炭の配給に関する手稿文書セット17点<sup>89</sup>や同じく共和暦2年のコントラ=ソシアル・セクションの革命委員会と同セクションの民衆協会が共同で国民公会議会に宛てた請願書 (マソ印刷所発行)<sup>90</sup>がある。

民事委員会 (Comité civil) はセクションにおける法制、経済の統括とコミューンとの折衝まで幅広い任務を負っていた。また、セクションの地区総会との関係は微妙なバランスの保ちつつ推移した。民事委員会の関係文書が存在するセクションは、レピュブリク、ル=ベルティエ、アル=オ=ブレ、コントラ=ソシアル、ギヨーム=テル、ブリュトウス、ボンヌ=ヌヴェル、アミ=ド=ラ=パトリ、フォブール=モンマルトル、ポワソニエ、フォブール=デュ=ノール、レユニオン、オム=アルメ、ドロワ=ド=ロム、アンディヴィジビリテ、アルスナル、シテ、アンヴァリド、フォンテヌ=ド=グルネル、サン=キュロット、フィニステールである。48のセクションのうち、21のセクションの民事委員会に関連する史料が、CMBに収録されている。このように比較的残存率が高いのは、民事委員会が、テルミドールの反動以降も地域行政の末端をになう組織として温存されたことと無縁ではない。また、民事委員の出身階層がサン=キュロット層の上層部に属し、革命委員会委員が民衆層に属していたこととは大きく異なっていたことも、その要因として考えられる<sup>91</sup>。

革命が勃発する最大の要因であり、民衆の政治活動を誘因する原動力ともなった、食糧問題と対外戦争の開始と徴兵にともなう残された家族の生活保障と慈善制度を、地区のなかで担当したのが慈善委員会であった。

慈善委員会 (Comité de bienfaisance) についてCMBは、グラヴィリエ、ドロワ=ド=ロム、ボン=conseil、フォブール=デュ=ノール、フィニステールの5セクションの史料を収録している。CMBに収録されているこの委員会の活動をみると、食糧・備蓄臨時事務所 (Agence provisoire des subsistance et approvisionnements) との連携について記録されたフォブール=デュ=ノール・セクションの史料 (手稿) があることから、慈善委員会と食糧問題は密接につながっていたことが示されている<sup>92</sup>。この食糧問題は、「食糧の最高価格令」とも連関する問題であった

<sup>88</sup> [Lettre du commissaire de police de la section de l'Arsenal, le 17 juillet 1791, à M. le procureur de la commune, pour lui donner d'adresse des trois soldats en question] - [1791]. Ms. CMB-Fol.37.51[bis].

<sup>89</sup> [Bons délivrés par le Comité révolutionnaire de la section des droits de l'homme, dans le courant de l'an 2, pour toucher de la cassonade du sucre, du bois, du charbon de bois] - [1793-1794]. 17 items ; 12 x 18 cm. or smaller. Mss. CMB- T581245.

<sup>90</sup> Pétition du comité révolutionnaire et de la société populaire de la section du Contrat-Social, sur l'affaire de Chaudot : présentée à la barre de la Convention nationale, le 28 pluviôse, an 2e. de la République française, une et indivisible.- [Paris] : De l'imprimerie de Massot, rue des Victoires nationales ... , [1794]. CMB-T1429[65].

<sup>91</sup> Soboul, *Op.cit.*, pp. 442-445. ソブール、前掲書、68-70頁。

<sup>92</sup> Section du Nord, comité civil et de bienfaisance : nous membres du dit comité sur l'invitation a nous faite par une lettre de l'agence provisoire des subsistances et approvisionnements ... - [1794]. Holograph signed. "Fait au dit comité ce 11 fructidor 2e an de la République française ...". Bernstein's title: *Pouvoirs pour aller toucher les quantités de porc salé destiné aux sections, conformément à l'avis de l'agence provisoire des subsistances et approvisionnements*. CMB-T5829.19.

が、民衆たちの要求がセクションにおいても検討されたことを示す史料がある。「食糧の最高価格令」は国政レベルの政治上の問題であったが、それについてセクションという地域レベルの民衆たちが具体的な要求をまとめあげる自律性をもっていたことが示されているのである。レユニオン・セクションの要求は、そのような価格を維持するための公的機関を設置することの提案であった。リモダン印刷所から1793年に発行された提案書は『20、26リーヴルの重さの小麦の価格、つまり4リーヴルのパンで8か9、せいぜい10ソルの価格を維持するための公的機関の設置計画』<sup>93</sup>という長いタイトルをもつ。なお、民衆活動家A.F. モモロも同様に、最高価格についての意見を表明し、国立印刷所から14頁のパンフレットという形式で公刊している<sup>94</sup>。なお、食糧ではないが、石鹼の価格をめぐる騒擾が発生しており<sup>95</sup>、その最高価格を要求したドロワ＝ド＝ロム・セクションの1794年6月1日付の手稿史料がある<sup>96</sup>。

なお、これらセクションから発出された史料には、その発議が特定の個人からおこなわれたことが表記されたタイトルが付されていることに気づかされるのが度々ある。セクションは、地域の民衆の直接的な自治単位であっただけでなく、無名の民衆たちの声を、地域（セクション）で、市自治組織（コミューン）へ、国政（国民公会）へ届けようとしたことがここに示唆されている。

以上、各セクションの活動がどのような様相をもっていたのか、それを具体的な事例（史料、文書の存在）によって考察した。

次に、セクションに関連する史料の全体像を計量的に分析した結果をグラフ2に示した。これまで、みてきたように、CMBには民衆協会、クラブに関する史料、パリのセクションに関する史料が多数、収録されている。しかも、これらの史料の多くは散逸し、残存数は少ない。CMBのパリの48セクションに関する史料は215点あり<sup>97</sup>、なかでも比較的点数の多いセクションは、29. レユニオン・セクション（18点）、31. ドロワ＝ド＝ロム・セクション（14点）、34. アルスナル・セクション（11点）などである。これに対して、CMWではそれぞれのセクションの史料を9点、10点、18点収録している。また、相互に共通、一致する史料は3点、3点、1点となっている。

つまり、レユニオン＝セクションの場合、CMB独自の史料は15点、CMW独自の史料は6点、CMBとCMWに共通する史料は3点となる。このことから、CMBとCMWを合せれば24点となる。史料の利用という観点からすれば、フランス国立図書館所蔵のCMW目録に収録されている史料だけに依拠した研究と比較して、2倍以上に拡大して利用史料の範囲を広げることができるのである。専修大学側も、1.3倍以上に拡大することができる。

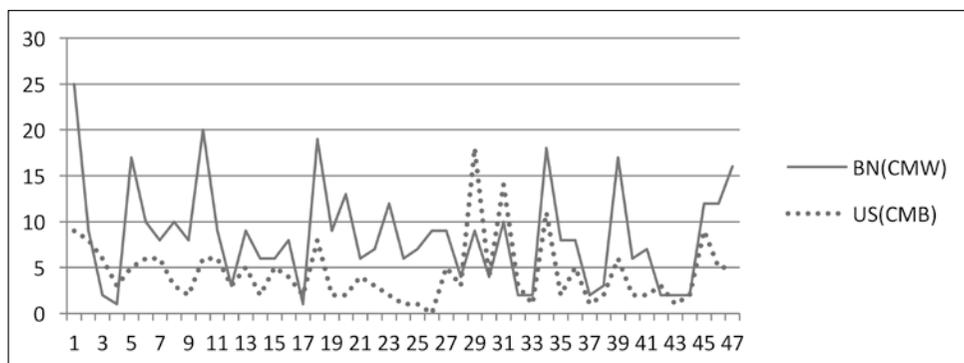
<sup>93</sup> *Plan d'établissement public, qui maintiendra toujours le prix du bled dans la balance de 20, 26 liv. le septier, c'est-à-dire, le pain à 8, 9 & 10 sols au plus les 4 liv.* / présenté à la Convention nationale par deux citoyens de Paris, section de la Réunion. -- [Paris]: Limodin, imprimeur de la section des Lombards ... , [1793?]. CMB-T2511.

<sup>94</sup> *Opinion de Momoro, administrateur et membre du directoire du département de Paris : sur la fixation du maximum du prix des grains dans l'universalité de la République française* -- A Paris : De l'Imprimerie nationale, [1793?]. 14 p. ; 20 cm. (8vo). CMB-T1889.7.

<sup>95</sup> 1793年5月26日にはセヌ河岸で石鹼暴動が起きたことが知られている。(Soboul, *Op.cit.*, p. 476 ソブール、前掲書104頁)

<sup>96</sup> *[Bon pour 4 livres de savon, au prix fixé par le maximum]* / [délivré par le comité civil de la section des Droits de l'homme]. -- [1794]. Ms. Dated: 13 prairial an 2 de la République. CMB-T5812.50.

<sup>97</sup> なお、旧セクション（1792年以前）の点数を含めると、約300点となる。



グラフ2 パリ・48セクション関連史料点数 (作成：高橋則雄)

同様に、ドロワ＝ド＝ロム・セクションでは、CMB独自の史料は11点、CMW独自の史料は7点、両方に共通の史料は3点である。全体をあわせると、21点となる。アルスナル・セクションでは、CMB独自が10点、CMW独自が17点、共通史料が1点で、あわせて28点となる。これら3カ所のセクションはいずれも、CMBに収録されている点数が比較的多いところである。48セクション全体では、CMBが215点、CMWが402点、共通史料が47点となるので、独自史料はCMB、CMWがそれぞれ168、355点で、共通史料47点とあわせて570点となる。

ところで、共通史料の割合は、CMBからみれば21.86%、CMWからみれば11.69%に過ぎず、低い数値にとどまっている。この数値は何を意味しているのだろうか。

そのひとつに、史料そのものが行政文書という性格から、印刷物だけでなく、大量の手稿文書が発行されたことがあげられる。これらは、唯一史料（オリジナルのみ）なので、両目録に共通して収録された史料の点数の収録率を大幅に低下させる。この点では、市井に流布される一般の印刷史料と比較すると社会全体に流布される数量が少ないことから、残存する可能性が下がることも意味する。

二つめに、行政組織であり、同時に自治組織でもあったセクションという存在、すなわち人民主権が存在したという痕跡は、1793年末頃から政権側からすれば非常に危険なものともみなされる傾向にあったのではないだろうか。革命組織についての「フリメール十四日の法」、革命政府の原則に関する「ニヴォーズ5日のロベスピエールの演説」の中には、もはや人民主権という表現がみられない<sup>98</sup>。この時期から、史料として残存することの困難が生じていたはずである。A. ソブールは、民衆協会の史料についても、「この研究はきわめて困難である。というのはこの点について結社の史料があまりよく保存されていなかったり、テルミドールのクーデタ後、弾圧を避けるために破棄されたりしたので、きわめて断片的なものしか残っていないからである」<sup>99</sup>と述べている。

三つめに、公的組織に準ずる組織の史料であったことから、まとまった形で行政史料としてパリ市役所に保管されていたとすれば、1871年のパリ・コミューンにおける火災で大量に喪失した可能性があることが想定される。史料を分散して保管せず、集中して保管することのリスクの一例

<sup>98</sup> Soboul, *Op.cit.*, p. 515. ソブール、前掲書、146頁。

<sup>99</sup> Soboul, *Op.cit.*, p. 689. ソブール、前掲書、261頁。

であろう。

以上のような史料状況を勘案すれば、セクションに関わる史料は残存率という観点からは一般の史料より希少性が高いといえる。

## 結論

ロシアの社会主義革命に身を投じながらも、ボルシェビキ政権に反旗を翻した父と第二次大戦直前のフランス人民戦線政府のミュンヘン協定容認を批判して社会党（SFIO）を除名され、さらには対独レジスタンス運動を戦った息子、このふたりが収集したフランス革命史料コレクション、それがミシェル＝ベルンシュタイン文庫である。

この文庫は、書籍業に携わっていたとはいえ、個人が集めたコレクションとしては史上稀にみる規模のコレクション（約44,500点）である。ベルンシュタイン父子が民衆運動とその活動家に対して特別な関心を払っていたことは本文で述べたとおりであるが、その関心がどのようなかたちで表れたのか、収録された史料と点数に基づき分析をおこなうことによって、この個人文庫がもつ性格の一端を明らかにしようと努めた。

数値全体の傾向については本文で述べたとおり、バプーフ、マラー、エベール、パーシュ、タリアンの点数が多く、かつCMBがCMWを上回るのがバプーフとエベールである。点数がやや少ないが、ショーメットも同様に、CMBの収録点数が上回っている。これらの調査結果は、レオンとミシエルのベルンシュタイン父子が、民衆運動に関連する史料を収集する中で、どこに関心を強くもっていたのか、それを示しているといえよう。

CMBがCMWを上回るのは、バプーフ関連史料では1796年の高等法院における審理、五百人会の教書などにおいて顕著である。判決そのものについては両目録はほぼ共通して収録している。エベール関連史料では、1794年の革命裁判所の審理と判決史料でCMBが上回っている。

ちなみに、第一節で検討の対象とした民衆運動関係史料は、政治あるいは史料的事情により消滅、散逸してしまったとミシェルBが懸念を示していたが、CMBとCMWを同じように比較したところ、平均約49%（CMWからみて）が共通している。これは、セクション関係史料と比較し、より多くが残存したことによって、共通史料の点数が高くなっていることを示している。

この点、研究成果としての史料の限界、あるいは史料の制約という現象は、A. ソブールの『フランス革命と民衆』にも表れている。この研究は、その多くをフランス国立図書館と国立文書館が所蔵する史料に依拠していることが、同書の引用文献から明らかである。また、セクション関係の史料の制約について、先に述べたように「いま議事録の大部分が喪失しているので、年代順の再構成は不可能になっている」とも述べている<sup>100</sup>。パリ市内のセクション関係の史料の多くは、CMB

<sup>100</sup> *Ibid.*, p. 585. ソブール、前掲書、213頁。一方、パリ・コミューンに関する史料（議事録等）は比較的残存率が高く、整理されており、以下の2点の史料集を参照することができる。*Procès-verbaux de la commune de Paris, 10 août 1792-1er juin 1793*, extraits en partie inédits publiés d'après un manuscrit des archives nationales par Maurice Tourneux, Paris, Société de l'histoire de la Révolution française, 1894. *Actes de la Commune de Paris pendant la Révolution, 1789-92*, publiés et annotés par Sigismond Lacroix, Paris, L. Cerf, Collection de documents relatifs à l'histoire de Paris pendant la Révolution française publiée sous le patronage du Conseil municipal, 1894-1909.

のセクション関係史料と重なっておらず、このことから逆に、CMBの史料の存在意義を強調することができる。ただし、CMBで議事録が収録されているセクションは、10を数えるが、記録されている案件や収録期間はごく一部に過ぎない。

また、A. ソブールが指摘するとおり、政治的な要因によって残存率が低下したことも影響している。この点、記録史料として多くの制約があることは、本文で述べたとおりである。したがって、当時の状況をどこまで再現できるのか、課題が残る。しかし、前記の『フランス革命と民衆』や「世論」という装置を使い、「集合的心性の復元と、その集合心性が形成されてくる過程」を叙述した<sup>101</sup>、松浦義弘の『フランス革命とパリの民衆』においては、複数の史料を組み合わせで論証することによって、そのような壁を乗り越えようとする成果も得られている。今後は、CMBとCMWを併せて利用することにより、幅広く、質的にもより深く掘り下げた研究成果が期待される。

なお、CMB全体で44,500点ほどある史料のうち、今回の調査の対象としたのはわずか800点ほどに過ぎない。全体からみれば、2%にも満たない数値である。しかも、原則的に書誌データに基づいた分析である。それゆえ、今回の調査は、CMBの全体像からみれば、ある特定の一部分についての報告に過ぎないことは言うまでもない。また、民衆運動についても、次に記したように民衆協会やクラブなどについての史料調査が必要である。

『フランス革命史年報』の編集責任者であったルーアン大学のM. ビアールは度々来日し、専修大学が所蔵するCMBの共同研究に参加し、専修大学フランス革命史料研究センターが発行する『研究年報』<sup>102</sup>に成果を発表している。この『研究年報』において、M. ビアールはCMBに民衆協会、クラブに関する史料が多く収録されていることを指摘しており<sup>103</sup>、専修大学図書館のOPACで書誌検索してみると、Société populaireで179件、société patriotiqueで14件、société fraternelleで4件がヒットする。同じSociétéでもSociété des amis de la liberté et de l'égalitéはジャコバン＝クラブとの関連で129件がヒット、Clubを著者名検索すると216件、それをJacobinで絞り込み検索すると101件。Cordeliersで絞り込み検索すると3件となる。このような史料点数からみても、民衆運動における民衆協会、クラブに関する史料の重要性が裏づけられている。

最後に、父レオンBが民衆運動の史料の重要性を認識し、その収集を始める契機となったのはなにか。この点について、若干触れておきたい。

レオンBの旧友であり、ともにロシアにおける革命運動を戦い、その後マルクス＝エンゲルス研究所（モスクワ）の所長に就任したD.リャザーノフからフランス通信員になるよう依頼されたのが、1927年の頃だった。レオンBは、この時期ボルシェビキ政権とは思想的に共鳴し得ないどころか、むしろ敵対的な立場にあったが、J.N. デュカンジュによれば、同研究所とのやりとりを記

<sup>101</sup> Georges Lefebvre, « Foules révolutionnaires », *Annales historiques de la Révolution française*, 1934, pp. 1-26. 邦訳：G. ルフェーヴル『革命的群衆』（二宮宏之訳）岩波、2007年、40頁。

<sup>102</sup> *Annales des études de la Révolution française et la Collection des documents de Michel Bernstein*.

<sup>103</sup> Biard, Michel, « A propos de la Collection Michel Bernstein », *Annales des Études de la Révolution française et la Collection des documents de Michel Bernstein*, 2010. Insitut pour le Développement de l'Intelligence Sociale de l'Université Senshu, Centre d'Étude des Documents de la Révolution française, pp. 1-7. 本論文の中でM. ビアールは、民衆協会関係史料がコレクションの中で散在していることを指摘したうえで、それを補うべき目録上（検索手段）の改善点を提案している。Id., « Les sociétés politiques de la période révolutionnaire dans la Collection Michel Bernstein (Université SENSU, Tokyo) ». *A.E.R.F.etC.D.M.B.*, 2012/2013.

録した「旧マルクス・レーニン主義研究所の文書館で発見した書物の購入を伝える多数の簡易な通信」を発見したという<sup>104</sup>。M. ビアールも、同研究所の蔵書の一部に「フランス革命、とりわけ非常に重要なバブーフの史料」があると指摘しており<sup>105</sup>、同研究所がフランス革命期の文献の収集を依頼したものと考えられる。1920年代というのは、ボルシェビキ政権にとっては新国家建設にあたってエスエル派等との内部闘争があり、そこでは農民の土地所有をめぐり論争が展開されていた。そして、それはなによりも、新しく発足した革命政権と労働者・農民たち民衆との間における激しい葛藤でもあった。その傍ら、ボルシェビキ政権は革命の方向を定める理論的基盤の確立を目指して、マルクス・エンゲルス研究所を立ち上げたのである<sup>106</sup>。D. リャザーノフが旧友に「仕事」を依頼したのは、そのためであり、それに父レオンが応えたことが、フランス革命史料のコレクションを始める契機となったのではないだろうか。

---

<sup>104</sup> J.N. Ducange, *Op. cit.*, p. 17.

<sup>105</sup> « Lettre adressée par Michel Bernstein à l'Université Senshu ». *Annales historiques de la Révolution française*, 2011, no. 2, p.199.

<sup>106</sup> D. リャザーノフは、その後、1932年にソ連共産党内部で粛清され、研究所の名称も「マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所」と変更される。彼自身は、政権によって、1938年にサラトフで銃殺により処刑された。

## 参考文献

- Catalogue de l'histoire de la Révolution française par Michel Bernsein, comparé avec le Catalogue de la Bibliothèque nationale, par André Martin et Gérard Walter, Kawasaki, 1979-2001. 9 vols.*
- MARTIN, André et WALTER, Gérard, *Catalogue de l'histoire de la révolution française*, Paris, Éditions des Bibliothèques nationales, 1936-1955. 6 vols.
- BERNSTEIN, Léon, « Un plan socialiste sous la Révolution française » *International review for social history*, vol. 2, 1937, pp. 193-228. 邦訳：森山軍治郎訳「フランス革命下の社会主義構想」『専修大学北海道短期大学紀要』第13号、1980年。
- BIARD, M., « A propos de la collection Michel Bernstein » *Annales des Études de la Révolution française et la Collection des documents de Michel Bernstein*, 2010.
- Id., « Les sociétés politiques de la période révolutionnaire dans la Collection Bernstein (Université Senshu, Tokyo) », *A.E.R.F.etC.D.M.B.*, 2012/2013.
- BOURDIN, Isabelle, *Les sociétés populaires à Paris pendant la Révolution*, Paris, 1937.
- DUCANGE, J.N., Michel Bernstein, retour sur une trajectoire singulière. *A.E.R.F.etC.D.M.B.*, 2012/2013. 邦訳：高橋則雄訳「ミシェル＝ベルンシュタイン - 特異な足跡をふり返って -」『専修史学』54、2013年。
- GENTRY, M., « Le mouvement démocratique dans les sections parisiennes (printemps 1790-printemps 1792) », *A.H.R.F.*, 247, 1982, (III).
- GEMTRY, M., « Pratique et théorique de la démocratie directe : l'exemple des districts parisiens (1789-1790) », *A.H.R.F.*, 259, 1985, pp. 8-24. (III).
- REINHARD, M., *Nouvelle histoire de Paris : La révolution*, Paris, 1971.
- SOBOUL, A., *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, 2. éd., Paris, 1962. 1958年版の翻訳：A. ソブール『フランス革命と民衆』（井上幸治監訳、新評論、1988年）
- 井上すず『ジャコバン独裁の政治構造』御茶ノ水書房、1972年。
- 岩本勲『F・N・バブーフの政治思想』（阪大法学79号）
- 近江吉明「ベルンシュタイン文庫を彩る仏革命の世界」『専修人文論集』98、2016年。
- 柴田三千雄『パリのフランス革命』東京大学出版会、1988年。
- 柴田三千雄『バブーフの陰謀』岩波、1968年。
- 杉原泰雄『人民主権の史的展開』岩波、1978年。
- 田中正人「翻訳 平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀」1-10.『愛知大学法学部法経論集』(169-178) 2005-2008。
- 辻村みよ子「フランス1793年憲法とジャコバン主義」7『成城法学』32、1989年。
- 豊田堯『バブーフとその時代』創文社、1958年。
- 平岡昇『平等に憑かれた人々』岩波、1973年。
- 松浦義弘『フランス革命とパリの民衆』山川出版、2015年。
- 松浦義弘「「テルミドール9日のクーデタ」と48セクションの軍人組織」『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series』66、2013年。

松浦義弘 「『ジェルミナルのドラマ』とは何だったのか：革命政府とパリ民衆」『一橋大学社会科学  
古典資料センター Study Series』53、2005年。

G. ルフェーヴル 『革命的群衆』（二宮宏之訳）岩波、2007年。

## 添付資料

no.	人 名
1	Alexandre, C.A.
2	Babeuf, F.N.
3	Bodson, J.
4	Bonneville, N. de
5	Chales, P.J.M.
6	Chaumette, P.G.
7	Concedieu, C.F.J.J.M.
8	Fréron, L.S.
9	Hebert, J.R.
10	Lacombe, C.
11	L'Americain (Fournier)
12	Manuel, P.
13	Marat, J.P.
14	Méhée de la Touche, J.C.H.
15	Momoro, A.F.
16	Pache, J.N.
17	Pépin, Sylvain
18	Robert, F.
19	Ronsin, C.P.
20	Rossignol, F.J.
21	Roux, Jacques
22	Santerre, T.
23	Sergent, A.F.
24	Tallien, J.L.
25	Varlet, J.
26	Vincent, F.N.

no.	section
1	Tuileries
2	Champs-Elysées
3	République
4	Montagne
5	Piques
6	Lepeletier
7	Mont-Blanc
8	Museum
9	Gardes-Françaises
10	Halle-au-Blé

no.	section
11	Contrat-Social
12	Guillaume-Tell
13	Brutus
14	Bonne-Nouvelle
15	Amis-de-la-Patrie
16	Bon-Conseil
17	Marches
18	Lombards
19	Arcis
20	Faubourg-Montmartre
21	Poissonnière
22	Bondy
23	Temple
24	Popincourt
25	Montreuil
26	Quinze-Vingts
27	Gravilliers
28	Faubourg-du-Nord
29	Réunion
30	Homme-Arme
31	Droits-de-l'Homme
32	Maison-Commune
33	Indivisibilité(Federe?)
34	Arsenal
35	Fraternité
36	Cité
37	Révolutionnaire
38	Invalides
39	Fontaine-de-Grenelle
40	Unité
41	Marat
42	Bonnet-Rouge
43	Mutius-Scaevola
44	Chalier
45	Panthéon-Français
46	Observatoire
47	Sans-Culottes
48	Finistère

*Qu'est-ce que la Révolution française nous a légué ?**- une analyse bibliographique de la Collection de Michel Bernstein de l'Université Senshu, Tokyo -*

Norio Takahashi

L'an 2016 correspond au 110<sup>e</sup> anniversaire de la naissance de Michel Bernstein. Et l'année prochaine, ça fera 40 ans que la Collection Michel Bernstein a été fondée dans l'Université Senshu.

Cet article a pour but de faire un exposé sur ses résultats en se penchant sur les données de bibliographie pour évaluer la situation de la collection des documents historiques relatifs aux mouvements de la foule que le père et le fils Bernstein ont recueillis. En d'autres mots, il s'agit aussi d'un travail visant à confirmer ce que le père et le fils, par le biais du travail qu'ils ont accompli pour créer la collection, allaient nous léguer concernant la Révolution française.

J'ai étudié les deux personnes suivantes comme objet de cette enquête : J.R. Hébert, qui a joué un rôle actif en tant qu'activiste des mouvements de la foule entre 1792 et 1794 lorsque le pouvoir du peuple a eu une grande influence sur le déroulement de la révolution et F.N. Babeuf qui a développé, après la réaction thermidorienne, les mouvements de la foule en profitant à nouveau d'un concept du droit de propriété et de celui de l'égalité.

En outre, les 48 sections de Paris ont fait l'objet de l'enquête parce qu'elles constituaient une organisation où les opinions et la position du peuple se sont manifestées pendant la période de la Convention nationale des Montagnards.

À la suite de l'enquête, il est devenu évident que les documents historiques relatifs aux activistes des mouvements de la foule enregistrés dans la Collection Bernstein étaient très substantiels par rapport au Catalogue de Martin et Walter qui ont recueilli les documents historiques de la Révolution française dans la Bibliothèque nationale de France. J'ai pu confirmer en particulier l'existence d'un grand nombre des documents historiques relatifs aux dossiers du procès qui a condamné ces deux activistes à la peine de mort. À quelle partie des mouvements de la foule, le père et le fils Bernstein, Léon et Michel, s'intéressaient-ils lorsqu'ils ont collectionné les documents historiques relatifs aux mouvements de la foule ? Cela est indiqué ici.

Concernant les documents historiques relatifs aux sections, il s'avère que ceux de la Collection Bernstein sont beaucoup moins nombreux que ceux de la Bibliothèque nationale de France. Le pourcentage du nombre des documents communs conservés dans les deux établissements s'est également révélé peu élevé. La proportion des documents historiques communs relatifs aux sections n'est que de 12 %, alors que celle des documents historiques communs relatifs aux mouvements de la foule mentionnés ci-dessus est d'environ 50 %. Autrement dit, cela signifie que chaque établissement possède de nombreux documents historiques divers, et par conséquent, il est devenu évident que, du point de vue de l'utilisation

des documents historiques, il faut accorder plus d'attention aux mérites de l'utilisation de l'ensemble des collections fusionnées des deux institutions qu'à la comparaison du nombre que chacune a en sa possession.

En tant que documents historiques qui prouvent la diversité des activités indiquant l'autonomie des sections à l'égard des autorités de la Convention nationale et de l'administration municipale de Paris, on peut citer ceux qui montrent l'existence de différents comités organisés dans les sections.

Les activités des comités suivants viennent pratiquement soutenir l'autonomie des sections : Commissaire de police et juge d'ordre public qui sont une organisation de la police, Comité militaire qui est une organisation militaire, et Comités de révolutionnaire et Comité de surveillance, Comité civil chargé de l'administration, Comité de bienfaisance, Commission des vivres etc. On peut trouver presque toute la description de ces comités dans les documents historiques enregistrés à la Collection Bernstein.

D'ailleurs, on se rend souvent compte de l'origine d'un document en particulier, issu des sections, grâce à son titre qui mentionne qu'il a été proposé par un individu spécifique. Il est suggéré ici que non seulement les sections étaient une unité autonome directe de la population locale mais encore les quartiers (les sections) allaient transmettre la voix de personnes inconnues à l'organisation d'autonomie municipale (la commune), aux affaires gouvernementales (la Convention nationale).

Aussi bien, la Collection de Michel Bernstein est importante qu'il soit <à penser> ou <à comprendre> la Révolution française.